

# 「重大な内容変更等」の制度変更について

---

2014年10月制度改正

【対象保険種】

貿易一般保険（2年未満）

中小企業輸出代金保険

簡易通知型包括保険

輸出手形保険

独立行政法人 日本貿易保険（NEXI）

2014年9月29日

本書は2014年10月実施の「重大な内容変更等」の制度改正趣旨をまとめたものです。貿易保険の手続きにご活用ください。

## 目次

1.	改正の目的及び概要	2
2.	制度の変更点	3
(1)	通知義務の緩和	3
(2)	内容変更等通知期限	3
(3)	効力発生日	4
(4)	通知が提出されていない場合又は通知による保険契約変更効力発生前の保険事故	5
(5)	引受基準適用日	8
(6)	事前承認申請（遅滞案件以外）	8
(7)	船積期日等の延長の場合のエビデンス緩和	9
(8)	契約金額等の増額における基準の緩和	9
(9)	軽微な内容変更の取扱い	9
(10)	その他	9
3.	FAQ	10
4.	お問い合わせ先	12
	参考1：通知義務と期限について	13
	参考2：決済方法別の通知期限一覧表	14
	参考3：効力発生のイメージ	15
	参考4：重大な内容変更等の事由別一覧表	16
	参考5：変更後様式サンプル	17

## 1. 改正の目的及び概要

輸出契約等における内容変更（各保険種において定める「重大な内容変更等」を含みます。）の取扱いについて、「基準・手続等の緩和」及び制度の「明確化」を行いました。主な改正点は以下のとおりです。

### （１）一部基準・手続等の緩和

- ・個別保険・包括保険引受基準外案件の内容変更等通知義務の免除
- ・引受基準内案件の承認・解除の対象からの除外
- ・船積期日・対価確認日の延長におけるエビデンスの緩和
- ・契約金額等の増額における基準の緩和

### （２）明確化

- ・内容変更通知期限の取扱い
- ・保険契約変更の効力発生時期
- ・保険契約変更前の取扱い
- ・重大な内容変更等に伴う保険契約変更可否の基準
- ・軽微な内容変更等の取扱い

### 「重大な内容変更等」とは？

「重大な内容変更等」とは、各保険種の手続細則の別表等（中小企業輸出代金保険においては約款）に掲げる事項、例えば決済条件の変更、契約金額の10%以上の増額、支払人等の変更などの輸出契約等の内容に変更が生じた場合をいいます。

なお、これらに該当しない輸出契約等の内容変更等（例えば増額金額が当初の契約金額に対して10%未満である場合等）は「軽微な内容変更等」となります。

### 「基準内案件」「基準外案件」とは？

各保険種の引受基準の規程（例えば「貿易一般保険（2年未満案件）の引受基準について」等）で定める引受基準の範囲内であることを「基準内案件」、範囲外であることを「基準外案件」といいます。新規申込み又は内容変更時に「基準外案件」と判断された場合には、通常よりもより慎重なリスク審査を個別に行っています。

### 「個別保険」「包括保険」とは？

案件ごとに利用を選べる保険を「個別保険」、特約書等の条件に合致する全ての輸出契約等についてお申込みいただく保険を「包括保険」といいます。本書においては、中小企業輸出代金保険、貿易一般保険（個別保険）、輸出手形保険が「個別保険」、これら以外が「包括保険」です。

## 2. 制度の変更点

### (1) 通知義務の緩和

個別保険における重大な内容変更等の通知は、全て任意とします。包括保険においては、基準外案件の内容変更等の通知は任意ですが、基準内案件については、これまで同様に通知義務が課されます。特に、貿易一般保険包括保険のうち、内諾を申請する義務が課されている500億円超案件及びイラク向けの一部の案件（10億円超や現地引渡条件付き）については、任意通知の対象外ですので、引き続き重大な内容変更等の通知（承認申請）義務があることにご留意ください。

個別・包括保険とも、通知が任意である重大な内容変更等や軽微な内容変更等に基づき保険契約（簡易通知型包括保険及び輸出手形保険の場合は、「保険関係の成立」といいます。）の内容を変更される場合は、(2)に記載する内容変更等通知期限までにお手続きください。（保険契約の内容変更等を行わない場合は、当該保険契約の内容に応じたてん補範囲となります。）

なお、基準内案件については、お客様からの通知により保険契約を変更しますので、NEXIの承認は不要となります。当該変更については、NEXIがこれを拒否したり保険契約を解除することはいたしません（※10月改正前の旧約款（第22条第2項）の解除権行使関連）。

改正前	改正後
1) 個別保険・包括保険を問わず、「重大な内容変更等」に該当する輸出契約等の変更の申請義務有り。  2) 重大な内容変更等を行った場合は、保険契約を解除することができる。（NEXIが認めた場合を除く。）	1) 個別保険の内容変更等は任意。包括保険の引受基準外案件の内容変更等は原則任意。（引受基準内案件は引き続き通知義務あり。基準外案件は一部例外を除き、通知義務なし。）  2) 変更後が基準内案件の場合、内容変更等の「通知」により、保険契約を変更。（承認申請は不要であり、解除は行わない。）

### (2) 内容変更等通知期限

保険契約単位で「内容変更等通知期限」を設けます。この期限を超過した通知は原則受理できません。

改正前	改正後
1) 買一（個別）：輸出契約等の内容変更等が行われた日から1月以内かつ <u>保険責任期間内</u> 2) 買一（包括）：輸出契約等の内容変更等が行われた日から1月以内かつ <u>決済期限から1月以内まで</u> 3) 簡易包括： <u>当該変更日の属する月の翌月末まで</u> 4) 輸出手形： <u>当該変更が行われた日から1月以内かつ保険責任期間内</u> 5) <u>中小</u> ： <u>輸出契約の内容変更等が行われた日から1月以内かつ保険責任期間内</u>	1) 買一（個別）： <u>内容変更等通知期限まで</u> 2) 買一（包括）：輸出契約等の内容変更等が行われた日から1月以内かつ <u>内容変更等通知期限まで</u> 3) 簡易包括： <u>内容変更等通知期限まで</u> 4) 輸出手形： <u>内容変更等通知期限まで</u> 5) 中小： <u>内容変更等通知期限まで</u>

### ① 保険種別の内容変更等通知期限の考え方

貿易一般保険（包括保険（鋼材）を除く）及び中小企業輸出代金保険の内容変更等通知期限は、「案件における最終決済予定日または最終船積期日（最終対価の確認日）に一定の猶予期間（以下、「アローワンス期間」といいます。）を加算した日」です。貿易一般保険包括保険（鋼材）、簡易通知型包括保険、輸出手形保険では、アローワンス期間は加算されません。これらの保険種の内容変更等通知期限については、「参考1：通知義務と期限について」をご参照ください。

この通知期限はてん補範囲（船前危険・船後危険）によっても異なります。当該内容変更等通知期限を過ぎてからの保険契約の変更は、原則受け付けることができませんので、保険証券又は契約台帳に記載の内容変更等通知期限をよくご確認ください。

なお、基準外案件に関する事前承認申請書を提出しNEXIの承認が得られた場合の通知期限は、当該事前承認の有効期限となります。引受基準外案件に関する事前承認の手続きについては(5)をご参照ください。

### ② 決済種別別のアローワンス期間（貿易一般保険（個別保険及び包括保険（設備財、技術提供契約等、企業総合）、中小企業輸出代金保険）

決済方法により、加算するアローワンス期間が異なります。

最終決済予定日に係る決済方法	内容変更等通知期限
船積実行日をユーザンスの起算点とする決済	最終船積予定日に3月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日
マイルストーンペイメント（貨物）	最終決済予定日に3月を加えた日
リテンション	最終決済予定日に6月を加えた日
マイルストーンペイメント（役務） 対価確認日をユーザンスの起算点とする決済	最終対価確認予定日に6月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日
上記以外	最終決済予定日

※決済コード別にアローワンス期間を加算した内容変更等通知期限は、「参考2：決済方法別の通知期限一覧表」をご覧ください。

### ③ 遅滞案件の事前承認申請

内容変更等通知期限を過ぎての通知は原則受理いたしません。お客様から個別にご事情をお聞きし、特にNEXIが認める場合に限り承認を行う場合があります。ただし、内容変更等通知期限の翌日から承認後の通知受理日までの間は、不てん補となり、この間に生じた保険事故はいかなる場合においても保険金の支払対象とはなりません。（保険料計算上はこの期間も保険料計算期間に含まれます。）台帳型（エビデンスレス）案件についても、以降は証券型（一般案件）に切り替えます。予めご了承ください。

### (3) 効力発生日

通知による保険契約の内容変更等の効力発生日は、当該内容変更等の通知受理日です。通知受理日はNEXIが内容変更等の通知を受領した日であって、お客様による当該通知の提出日ではありませんので、ご注意ください。

ただし「船積期日・決済期日・ユーザンス等の延長」など期間延長に関する内容変更等については、輸出契約等において当該変更等の生じた日に遡って効力が発生します。（「参考3：効力発生のイメージ」をご参照ください。）

なお、基準内案件は、「通知」を提出することにより保険契約変更の効力が発生しますが、基準外案件は「事前承認申請」を提出後、NEXIによる承認を得た後に改めて「通

知」を提出することにより保険契約変更の効力が発生しますので、ご注意ください。

内容変更等の事由	当該変更の効力発生日
船積期日・決済期日・ユーザンス等の延長	輸出契約等において変更等が生じた日
上記以外	通知受理日

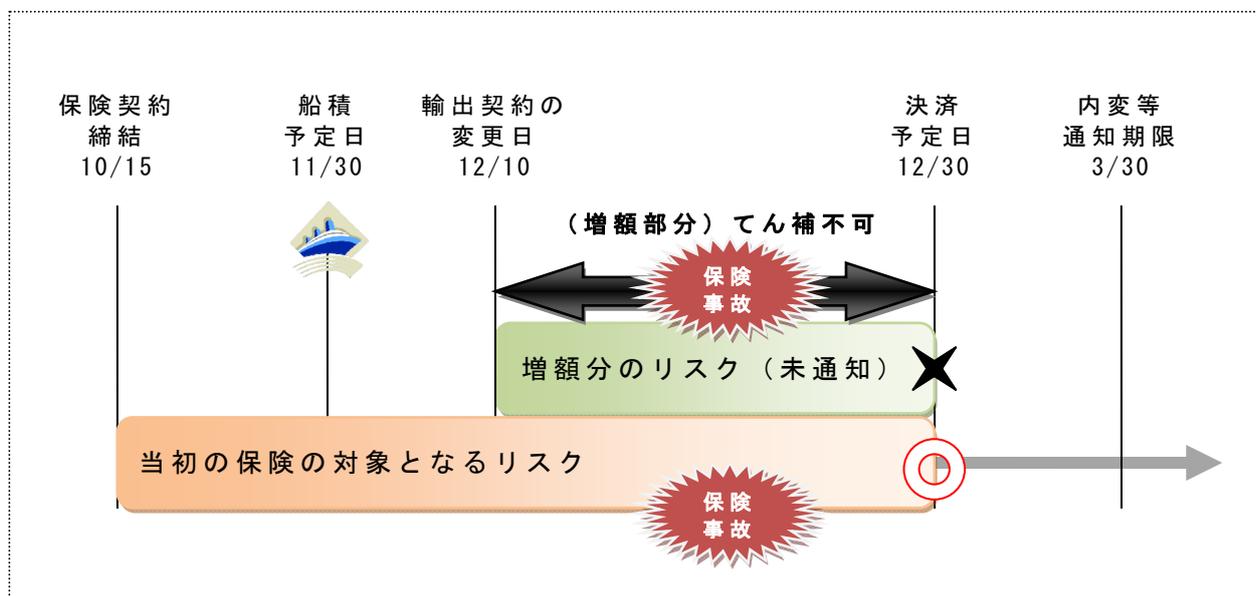
(4) 通知が提出されていない場合又は通知による保険契約変更効力発生前の保険事故

輸出契約等の内容変更等に係る通知が提出されない場合（又は通知された場合であっても保険契約の変更効力発生日前。以下同様です。）にてん補対象である保険事故が発生した場合には、当該内容変更等における変更事項に基づいて生じた損失についてはてん補いたしません。①「保険金額の増額」②「保険期間の延長」③「リスク変更」の場合に分けて、以下ご説明します。（決済条件はいずれも船積起算のユーザンス 30 日とします。）

① 保険金額の増額	・輸出契約等の契約金額が増加することをいいます。
② 保険期間の延長	・船積期日・決済期日・ユーザンス等の延長をいいます。
③ リスク変更	・輸出契約等の相手方等や相手国等の変更をいいます。

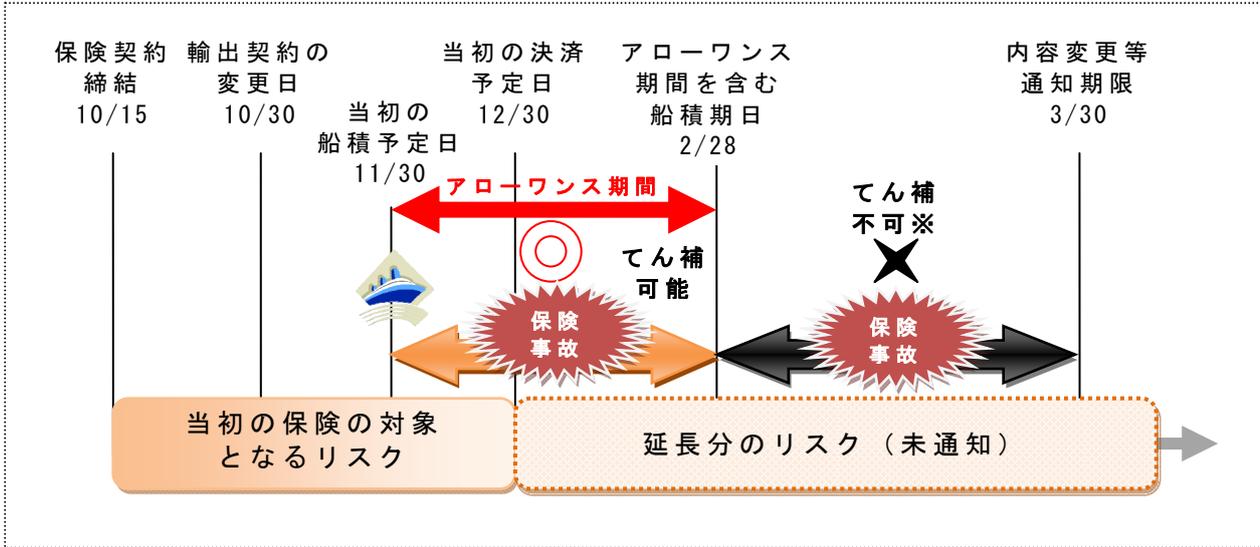
①【保険金額の増額】（期間の延長又はリスクの変更を伴わないものに限ります。）

保険金額の増額分については、当該変更について通知が提出されない場合、増額分に係る損失はてん補しませんが、当初の保険の対象となる金額についてはてん補します。



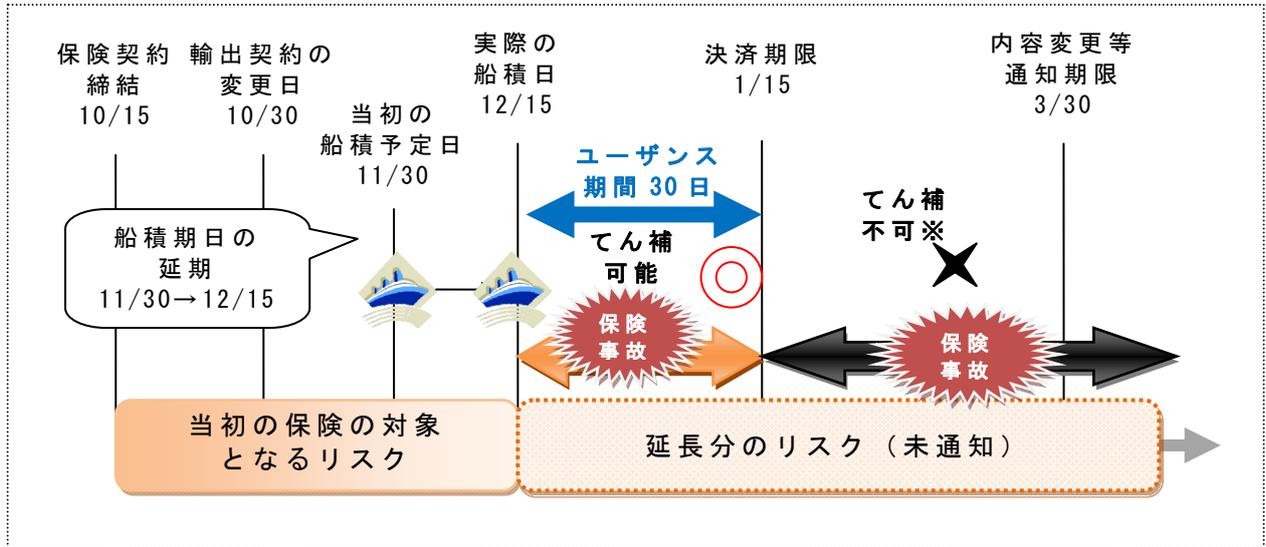
②【保険期間の延長】(契約金額の増額又はリスクの変更を伴わないものに限りです。)  
(船積前)

当初の船積予定日(11/30)を過ぎて、通知が提出されない場合であっても、当初の保険責任期間(当該輸出契約等における当初の船積予定日にアローワンス期間を加えた日(2/28))まで輸出不能事故はてん補しますが、これを超えて船積前期間を延長した際の損失はてん補しません。(※当該船積予定日の延長について、内容変更等通知期限内に通知を行うことで、船積前保険期間が延長され、2/28以降に発生した事故もてん補可能となります。)



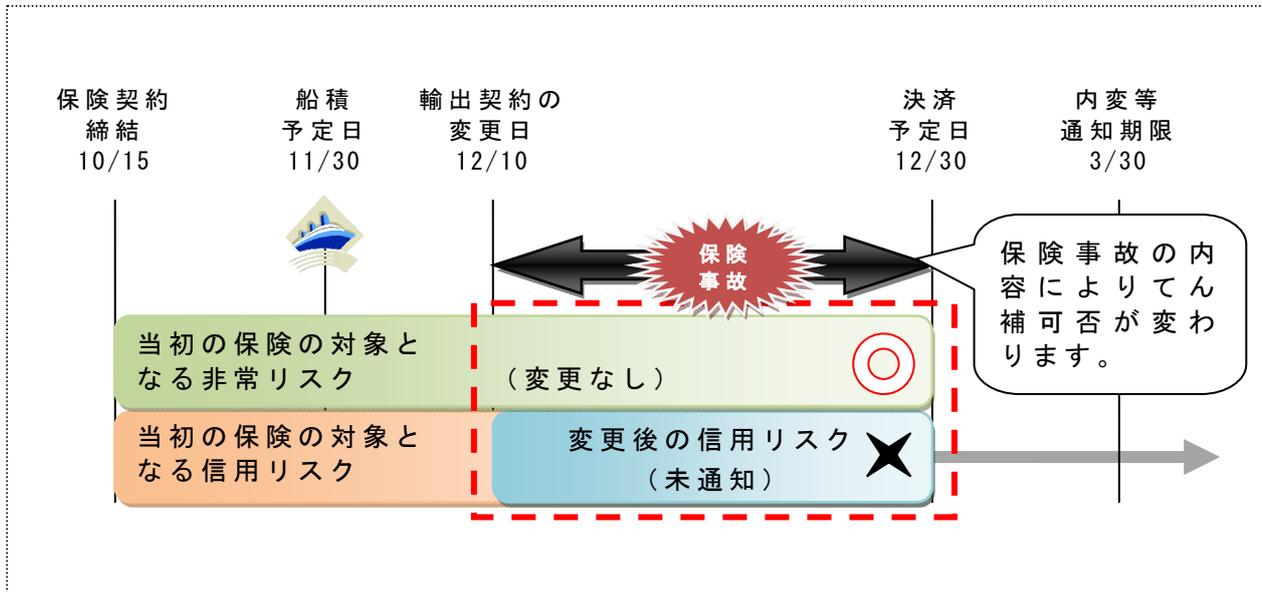
(船積後：上記事例において12月15日に船積した場合)

ユーザンスが延長された場合、決済期限(1/15)以降に発生した代金回収不能事故はてん補しません。(※内容変更等通知期限内に通知を行うことで、船積後保険期間が延長され、1/15以降に発生した事故もてん補可能となります。)



③【リスク変更】

国又は相手方等のリスク内容の変更に係る損失は、通知受理日前に発生した損失はてん補しません。ただし、当該リスク内容の変更事項に基づかない事由による損失はてん補します。



変更事由	保険事故の内容	てん補	理由
支払人の変更 (A → B)	内乱を起因とした決済金額の送金不可	○	支払人の変更起因した事故ではないため
	支払人Bの破産	×	保険契約上のリスクバイヤーは支払人Aのため

#### (5) 引受基準適用日

保険契約の変更時の引受基準の適用日を明確化します。当該輸出契約等の内容変更等の事由により、引受基準適用日が異なります。輸出契約等の相手国等の変更、契約金額の増額の場合は「通知受理日<sup>1</sup>」、それ以外の内容変更等については、「保険契約締結日」をそれぞれの適用日とします。

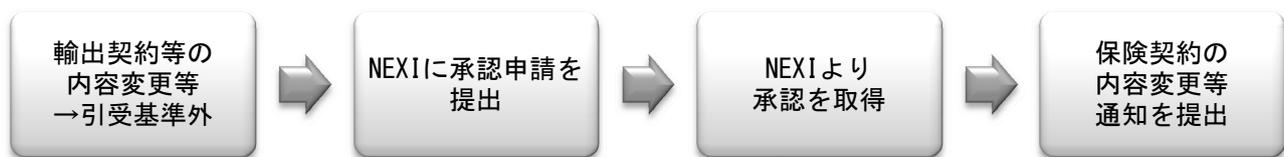
なお、変更時の引受基準は変更となった項目のみに適用されます。

内容変更等の事由	引受基準適用日
輸出契約等の仕向国・支払国・保証国の変更、契約金額の増額	通知受理日
上記以外	保険契約締結日

#### (6) 事前承認申請（遅滞案件以外）

お引受当初より基準外案件のもの、及び輸出契約等の内容変更等を行った結果、変更後の輸出契約等が引受基準外案件となる場合には、通知前に事前承認申請を行うことにより、保険契約の変更可否を判断します。（内容変更通知期限の変更を伴わない範囲で保険期間を延長する場合には承認申請は不要です。具体的には p.16「参考 4：重大な内容変更等の事由別一覧表」の事前承認申請欄※③をご参照下さい。）

事前承認申請に対して NEXI より承認の回答を得た場合は、改めて内容変更等の通知が必要となりますので、承認の有効期限内にお手続きください。



#### ① 引受基準外案件の事前承認申請

事前承認申請書と共に、輸出契約等の変更を証するエビデンス（輸出契約等の変更前においては、変更予定の内容を証する説明資料等）を付して、NEXI にご提出ください。

#### ② 承認の有効期限

事前承認申請に対する NEXI の承認の有効期限は承認日より6月です。ただし、それよりも前に当該保険契約の内容変更等通知期限が到来する場合は、当該通知期限が承認の有効期限となります。承認書に通期期限が記載されていますので、この期限内に通知をご提出ください。

<sup>1</sup> 「通知受理日」は NEXI の営業時間（平日 9 時から 17 時 30 分）に受理した場合は当該受理日、営業時間以降に受理した場合は翌営業日です。

(7) 船積期日等の延長の場合のエビデンス緩和

輸出契約等の船積期日又は対価確認日を延長（以下、「期間延長」といいます。）する場合は、期間延長後の輸出契約等が引受基準内案件となる場合又は内容変更等通知期限（(2)をご参照ください。）に影響を与えない範囲での期間延長については、内容変更等にかかるエビデンスの提出を不要とします。

改正前
期間延長後が基準内案件であっても、NEXIが求める場合にはエビデンスの提出が必要。

改正後
期間延長後が基準内案件である場合又は内容変更等通知期限に影響を与えない範囲での期間延長については、エビデンスの提出は不要。

(8) 契約金額等の増額における基準の緩和

重大な内容変更等のうち、「代金等の額の5%以上の増額」を10%に上げます。（貿易一般保険包括保険（鋼材）、輸出手形保険、簡易通知型包括保険を除きます。）

改正前
1) 当初又は内容変更等承認後の代金の額の5%以上の増額（買一個別）
2) 当初又は内容変更等承認後の代金等（元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更等承認後の代金等の額の5%以上かつ特約書に定める最低金額以上の増額（買一包括）
3) 代金の増額（当初又は次項に規定する承認後の代金の額の増加の累計が当初又は当該承認後の代金の額の5%以上となった場合に限る。）（中小保険）

改正後
1) 当初又は内容変更等通知後の代金の額の10%以上の増額（買一個別）
2) 当初又は内容変更等通知後の代金等（元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更等通知後の代金等の額の10%以上かつ特約書に定める最低金額以上の増額（買一包括）
3) 代金の増額（当初又は次項に規定する通知後の代金の額の増加の累計が当初又は当該通知後の代金の額の10%以上となった場合に限る。）（中小保険）

(9) 軽微な内容変更の取扱い

貿易一般保険における輸出契約等の軽微な内容変更等の取扱いについては「通知」のみで保険契約の変更が可能となることを規程上明確化しました。

(10) その他

上記改定による内容変更後に発行する保険証券については、以下のとおりとなります。

- ・ 保険証券の表題 証券型：『変更承認証』→『保険証券（変更後）』  
＜表題下の文言＞  
『・・・約款及び下記記載事項により保険契約の変更を承認しました』  
→『・・・約款及び下記記載事項により保険契約を変更しました』に変更
- ・ 内容変更等通知期限日の追加（備考欄に記載。項目名は「内容変更期限日」です。）

### 3. FAQ

Q1. 制度変更はいつから適用されますか。2014年9月30日までに申し込んだ保険契約にも適用されますか。

A1. 本制度改正は、貿易一般保険及び中小企業輸出代金保険については、2014年10月1日以降に新規でお申込みいただいた保険契約から適用します。輸出手形保険については、2014年10月1日以降に銀行が振出人から荷為替手形を買取ったものから、本制度改正が適用されます。2014年9月30日までに申し込んだ保険契約には適用されませんので、個別保険や包括保険の基準外案件についても重大な内容変更等に該当する場合は引き続き保険契約の内容変更等の通知義務があります。また内容変更等の通知期限及び取扱いも従来どおりです。

なお、簡易通知型包括保険については、お客様の次の契約更改時まで改正前の約款が適用されますので、ご注意ください。

Q2. 2014年9月30日までに申し込んだ保険契約の内容変更等が発生しました。内容変更等の通知を行う場合には、旧様式による通知を行う必要がありますか。

A2. 新規案件の申込みが2014年9月30日以前であっても、2014年10月1日改正の新様式により通知を行ってください。包括保険のお客様でWEBサービスによる通知をご利用の場合は、新様式・旧様式の区別はありませんので、現行のサービスをご利用ください。

Q3. 通知受理日と通知日は違うのですか。

A3. 「通知受理日」とはお客様からの通知をNEXIが受理した日です。NEXIの営業時間内（平日9時から17時30分までに）に受理した場合は当該営業日、営業時間後に受理した場合は翌営業日が「通知受理日」です。特に郵送、電子メール、WEBサービスによる通知の場合はお客様の通知日と通知受理日が異なる場合があります。

Q4. 通知期限がわかりません。

A4. 通知期限は、保険契約ごとに保険証券又は契約台帳（包括保険）に記載されています。保険証券又は契約台帳の備考欄でご確認ください。「参考5：変更後様式サンプル」をご参照ください。

Q5. 新規保険契約締結後、誤りを訂正したい場合（訂正内変）の手続きに変更はありますか。

A5. 訂正内変の手続きは従来どおりで変更はありません。訂正承認申請書をご提出ください。

Q6. 貿易一般保険で100%前払いの輸出契約に保険を利用します。この場合の内容変更等の通知期限はいつになりますか。

A6. 「最終船積（予定）期日＋3月」が内容変更等の通知期限です。「参考2：決済方法別の通知期限一覧表」をご参照ください。

Q7. 基準外案件について決済条件の変更を行う予定です。当該変更について事前に承認申請を行い承認された場合、承認の有効期限はいつまでですか。

A7. 承認書の「条件欄」に有効期限が記載されており、通常は承認日から6月ですが、保険契約の内容変更等通知期限が先に到来する場合は、当該通知期限までとなります。

すのでご注意ください。

Q8. 包括保険の場合、特約書上「輸出契約等の変更が行われた日から1月以内かつ内容変更等通知期限まで」となっていますが、確認の失念により内容変更等から1月を過ぎての通知となった場合であっても、内容変更等通知期限までに通知を行えば、遅滞理由書等の提出は必要でしょうか。

A8. 従来お客様にご提出いただいておりますが、今後は不要です。

Q9. 通知期限を過ぎてしまったのですが、どうしても保険契約を継続したい案件があります。どのようにしたら通知を受けてもらえますか。

A9. 通知期限を過ぎてしまった保険契約の内容変更等は原則お引受けいたしません。過失による通知期限超過等、個別に判断して内容変更等の通知を認める場合があります。通知期限後の内容変更等については、通知期限を超過した理由書を付して、事前承認申請書をご提出ください。

エビデンスレス案件（台帳型）の場合であっても、申請が必要になることにご留意ください。（一般案件に切り替わりますので、変更後の契約書等のエビデンス書類一式も必要になります。）

Q10. どのような場合の通知時にエビデンスが必要でしょうか。

A10. 通知時のエビデンスの要否は以下の表をご参照ください。ただし、特に必要な場合に限り、NEXIよりエビデンスの提出をお願いする場合があります。

承認申請	案件		エビデンス要否
有り	全件		要
なし	一般案件	船積期日・対価確認日の延長のみ	不要
		船積期日・対価確認日の延長以外	要
	エビデンスレス案件 （包括保険台帳型・輸出手形保険）		不要

※2014年9月30日までに申し込んだ保険契約の内容変更に関するエビデンスも上表と同様の扱いとなります。

Q11. 貿易一般保険包括保険（消費財）の欠け目をてん補するために貿易一般保険（個別保険）を利用しています。個別保険部分の内容変更等の通知義務はありますか。

A11. 貿易一般保険包括保険（消費財）の欠け目のてん補であっても、個別保険部分の内容変更等の通知義務はありません。包括保険部分の内容変更等の通知義務がありますので、ご注意ください。

Q12. 戦争により契約相手方の稼働確認が行えず、プロジェクトが中断している場合など、実質的にプロジェクトが終了している案件についても、重大な内容変更等の通知義務に基づく期間延長の手続きが必要となるのでしょうか。

A12. 被保険利益がなくなると判断できるプロジェクトについては、個別に判断いたします。通知を要しない具体的な事例としては以下のとおりですが、NEXIに適宜ご相談ください。

- ① 非常危険のみてん補している場合であって、支払人が破産若しくは支払不能の状態にあることが明らかである等、代金債権に基づく海外送金（決済）が行われない蓋然性が高く、実質的に当該輸出契約等は終了している（被保険利益が消滅している）とみなすことが適当であるもの。

- ② 仕向国において戦争や治安状況悪化、支払人が破産若しくは支払不能の状態にあることが明らかである等プロジェクトの中断若しくは継続不能により当該保険契約に係る代金債権が発生しない又は決済期限が確定しないと認められるもの。

#### 4. お問い合わせ先

ご利用の保険種	本店	大阪支店
貿易一般保険（個別保険）	営業第一部 保険業務グループ TEL:03-3512-7610 フリーダイヤル:0120-671-094	営業グループ TEL:06-6233-4019 フリーダイヤル:0120-649-818
中小企業輸出代金保険		
輸出手形保険		
貿易一般保険（包括保険）	営業第一部 包括保険グループ TEL: 03-3512-7664/7667 フリーダイヤル:0120-675-094	
簡易通知型包括保険		
全保険種の基準外案件	営業第一部 投資保険・引受グループ TEL: 03-3512-7668	

参考 1 : 通知義務と期限について

① 貿易一般保険（個別保険）

通知義務	通知義務はありませんが、輸出契約等の変更内容に合わせたカバーをご希望の場合には、通知期限内に通知（事前承認申請が必要な場合は NEXI 承認後の通知）を提出してください。
通知期限	「案件における最終決済予定日または最終船積期日（最終対価の確認日）に一定の猶予期間（以下、「アローワンス期間」といいます。）を加算した日」が通知期限です。決済方法ごとのアローワンス期間の考え方については、p. 4 及び参考 2 をご覧ください。

② 貿易一般保険包括保険（消費財）

通知義務	基準内案件は引き続き内容変更の通知義務がありますので、通知期限内にお手続きください。
通知期限	「案件における最終決済予定日または最終船積期日（最終対価の確認日）」が通知期限です。アローワンス期間の加算はありません。

③ 貿易一般保険包括保険（設備財、技術提供契約等、企業総合）

通知義務	基準内案件は引き続き内容変更の通知義務がありますので、通知期限内にお手続きください。
通知期限	「案件における最終決済予定日または最終船積期日（最終対価の確認日）に一定の猶予期間（以下、「アローワンス期間」といいます。）を加算した日」が通知期限です。決済方法ごとのアローワンス期間の考え方については、p. 4 及び参考 2 をご覧ください。

④ 中小企業輸出代金保険

通知義務	通知義務はありませんが、輸出契約の変更内容に合わせたカバーをご希望の場合には、通知期限内に通知（事前承認申請が必要な場合は NEXI 承認後の通知）を提出してください。
通知期限	「案件における最終決済予定日または最終船積期日（最終対価の確認日）に一定の猶予期間（以下、「アローワンス期間」といいます。）を加算した日」が通知期限です。決済方法ごとのアローワンス期間の考え方については、p. 4 及び参考 2 をご覧ください。

⑤ 簡易通知型包括保険

通知義務	基準内案件は引き続き内容変更の通知義務がありますので、通知期限内にお手続きください。
通知期限	「船積確定通知又は確定前通知に記載された船積月の翌月の 1 日に通知ユーザンス日数を足した日」が通知期限です。アローワンス期間の加算はありません。

例	船積日	契約上のユーザンス	申請ユーザンス	通知期限
①	2014/10/10	30 日	30 日	2014/12/1 (2014/11/1+30 日)
②	2014/10/10	45 日	60 日	2014/12/31(2014/11/1+60 日)

⑥ 輸出手形保険

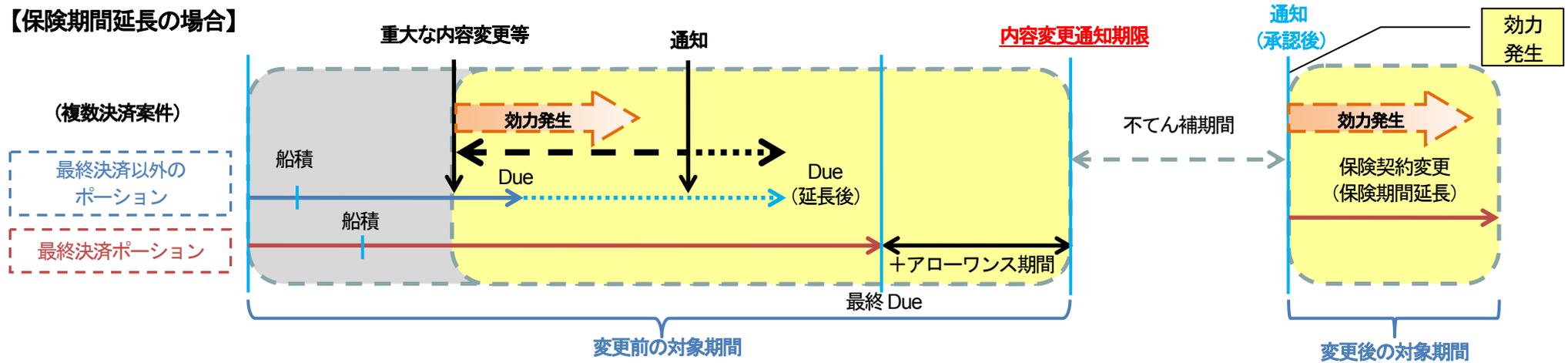
通知義務	通知義務はありませんが、荷為替手形の変更内容に合わせたカバーをご希望の場合には、通知期限内に通知（基準外案件の場合は事前承認を得た上での通知となります。）を提出してください。
通知期限	「案件の保険責任終了日（最も遅く到来する満期日）」が通知期限です。アローワンス期間の加算はありません。

参考 2 : 決済方法別の通知期限一覧表

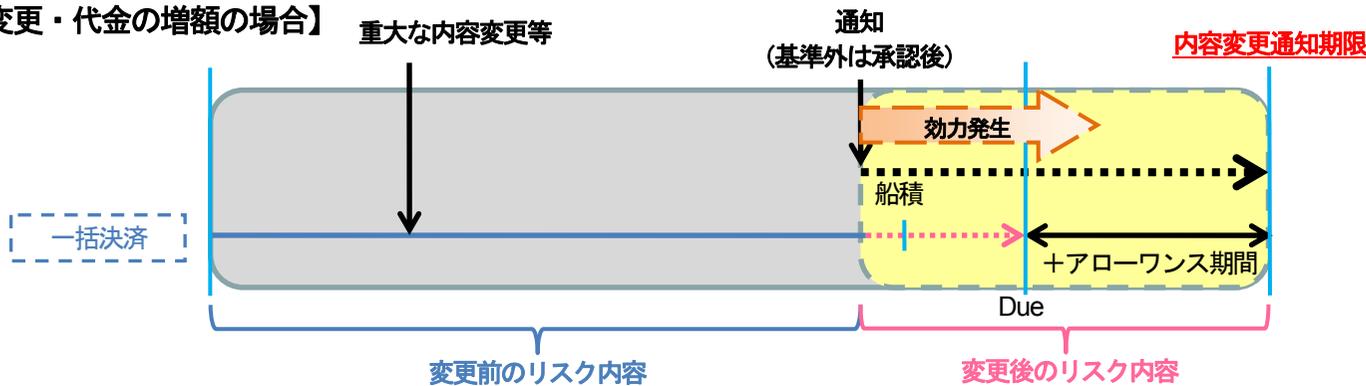
- ① 「通知期限」は決済ごとに計算された後、当該保険契約で最も遅い日を適用し、保険証券上に記載されます。
- ② 「決済種別」のうち、「船積リンク型」については日又は月単位でユーザンスを指定してください。「DUE 指定型」については決済期限を年月日で指定してください。「船積リンク型」決済の場合に、ユーザンスではなく決済日を入力すると決済日が優先されますので、実際よりも通知期限が短くなってしまう場合があります。
- ③ 赤字の決済は、役務契約に利用する専用コードです。

決済方法コード・名称		通知期限	決済種別	
10	L/C AT SIGHT	LS+30日+3カ月	通常 決済	船積 リンク型
30	D/P AT SIGHT			
40	REMITTANCE AT SIGHT			
50	AUTHORIZATION TO PAY AT SIGHT			
12	L/C @@@ DAYS AFTER SIGHT	LS+30日+3カ月+ユーザンス		
21	D/A @@@ DAYS AFTER SIGHT			
32	D/P @@@ DAYS AFTER SIGHT			
42	REMITTANCE @@@ DAYS AFTER RECEIPT OF DOCUMENTS			
11	L/C @@@ DAYS AFTER B/L DATE	LS+3カ月+ユーザンス		
20	D/A @@@ DAYS AFTER B/L DATE			
31	D/P @@@ DAYS AFTER B/L DATE			
41	REMITTANCE @@@ DAYS AFTER B/L DATE			
88	LOCAL PAYMENT (SERVICE)	LS+6カ月+ユーザンス		
89	LOCAL PAYMENT (EQUIPMENT)	LS+3カ月+ユーザンス		
19	L/C OTHER	決済日	Due 指定型	
29	D/A OTHER			
39	D/P OTHER			
49	REMITTANCE OTHER			
59	AUTHORIZATION TO PAY OTHER			
98	SETTLEMENT OTHER (SERVICE)			
99	SETTLEMENT OTHER (EQUIPMENT)			
80	EQUAL PAYMENT OF PRINCIPAL OVER ONE YEAR (PAYMENT BASIS)			
70	RETENTION (EQUIPMENT)	決済日+6カ月	リテンション 決済	
71	RETENTION (SERVICE)			
76	MILESTONE PAYMENT (SERVICE)	LS+6カ月+ユーザンス	マイルストーン 決済	船積 リンク型
73	MILESTONE (SCHEDULED) PAYMENT (MULTIPLE EQUIPMENT) COVERD FOR DUE BEFORE L/S	決済日+3カ月		Due 指定型
75	MILESTONE (SCHEDULED) PAYMENT (ONE-TIME EQUIPMENT) COVERD FOR DUE BEFORE L/S			
77	SCHEDULED PAYMENT (MULTIPLE SERVICE)	決済日	スケジュール 決済	
78	SCHEDULED PAYMENT (ONE-TIME SERVICE)			
64	PROGRESS PAYMENT (EQUIPMENT)	LS+3カ月+ユーザンス	プログレス 決済	船積 リンク型
65	PROGRESS PAYMENT (SERVICE)	LS+6カ月+ユーザンス		
60	100% ADVANCE PAYMENT	LS+3カ月*1	前払い	-

【保険期間延長の場合】



【リスク変更・代金の増額の場合】



【内容変更通知期限後の通知（期間延長）】  
 ●基準内・基準外ともに NEXI の承認が必要。  
 （例外的な措置）  
 ●通知までの期間は不てん補となる。

【保険期間延長の場合】

＜内容変更通知期限内の変更＞

- リスク変更等がない限りにおいて、内容変更通知期限の範囲内での延長は通知にて可能とする。（効力は輸出契約等において内容変更等が生じた日から生じる。）

＜内容変更通知期限の延長を含む保険期間の延長＞

- 基準内案件は通知にて可能とする。
- 基準外案件は通知前の承認が必要。

【リスク変更・代金の増額の場合】

- 保険契約変更の効力は通知受理日以降生じる。
- 基準外案件は通知前の承認が必要。

参考4：重大な内容変更等の事由別一覧表

重大な内容変更等事由 (カッコ内は軽微な内容変更等。個別保険・包括保険とも通知義務はありません。)		内容変更後の引受基準の適合性	重大な内容変更等通知義務		事前承認申請	効力発生日	効力発生日前の発生事故のてん補可否	引受基準適用日			
			個別保険	包括保険							
				500億円超及び引向け(一部)					左記以外		
契約代金の増額	01 増額新規	基準内	義務(※①)		不要	内容変更等の通知受理日	内容変更等事由に係る保険事故はてん補	通知受理日			
		基準外	義務(※①)	任意	要						
仕向国・支払国・保証国の変更 (L/C発行・確認国の変更によるもの(※⑦)を含む。)	10 支払国(ILC確認国)の変更 11 売契約相手国の変更 12 仕向国の変更	基準内	義務(※①)		不要						
		基準外	義務(※①)	任意	要						
決済条件方法の変更 (L/C決済⇔非L/C決済の変更を除く。 Ex: D/A 60 days → T/T 60 days)	17 決済条件の変更(その他)	基準内	義務(※①)		不要						
		基準外	義務(※①)	任意	要						
契約相手方・代金支払人・保証人の変更 (L/C発行・確認銀行の変更によるもの(※⑥)を含む。)	13 同一国支払人(ILC確認者)の変更 14 同一国相手方の変更	基準内	義務(※①)		不要						
		基準外	義務(※①)	任意	要						
決済条件方法の変更 (L/C決済⇔非L/C決済の変更を除く。 Ex: T/T 60 days → T/T 45 days)	(16 決済条件の変更(短縮))	-	任意		-				輸出契約等の変更等が生じた日	輸出契約等において変更等が生じた日に遡及しててん補(※④)	保険契約締結日(※⑤)
		-									
船積期日・決済期日・ユーザンスの延長(※実際に契約が変更される場合の他、契約上の変更は行われぬものとの予定船積時期、予定マイルストーン達成時期等が延期となる場合を含む。)	06 船積時期の変更(延長) 15 決済条件の変更(延長)	基準内	義務(※①)		不要(※②)						
		基準外	義務(※①)	任意	不要(※③)						
その他の変更	03 通貨の変更 04 貨物の変更 (02 減額変更) (05 契約形態の変更) (07 船積時期の変更(短縮)) (99 その他の変更)	基準内	義務(※①)		不要(※②)	内容変更等の通知受理日	内容変更等事由に係る保険事故はてん補				
		基準外	義務(※①)		任意				不要(※③)		
			義務(※①)		任意				不要(※③)		
			義務(※①)		任意				不要(※③)		

※①：内容変更等通知期限(最終決済予定日+アローワンス)を経過した場合は、原則、内変不可。保険契約継続を希望する場合は、別途、承認申請を行う必要あり。

※②：「内容変更等通知期限」を経過した後に保険期間の延長を希望する場合には、事前承認申請が必要。

※③：「内容変更等通知期限」自体を延長する場合及び「内容変更等通知期限」を経過した後に保険期間の延長を希望する場合には、事前承認申請が必要。「内容変更等通知期限」自体を延長する場合には、「内容変更等通知期限」が経過するまでの間に事前承認を取得の上、通知を行う必要有り。

※④：「内容変更等通知期限」を経過した後に保険期間延長の事前承認申請・通知を行う場合は、てん補責任は遡及しない。

※⑤：増額変更を行った枝(増額新規枝)については、増額変更時点の引受基準を適用。

※⑥、⑦：次の3パターンいずれかにより、⑥については保証人(リスク対象バイヤー)が、⑦については保証国(リスク対象国)が変更となる場合。

	ケース1	ケース2	ケース3
変更前	L/C決済	非L/C決済(T/T等)	L/C決済
変更後	非L/C決済(T/T等)	L/C決済	L/C決済(L/C発行銀行しくは確認銀行)の変更。











内容変更承認申請回答書(案)

内容変更承認申請回答書(案)  
[ 貿易一般保険 ]  
12XXXXXXXXXX

14-個別-00001  
2014 年 04 月 24 日

申請者シッパコード及び名称  
( 9XXXXXXXX ) 30XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

独立行政法人 日本貿易保険  
理事長 10XXXXXXXXXX

案件名 : 30XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
証券番号 : 22XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
に係る重大な内容変更の承認申請について

20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 付けで事前承認の申請があった上記の件については、7XXXXXXXX  
8XXXXXXXX

条件

40XX  
40XX  
40XX  
40XX  
40XX  
40XX  
40XX  
40XX  
40XX  
40XX

事前承認申請番号 : 14-000001